

第4回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 録（要 旨）

日 時：平成26年9月29日（月）午後6時30分～8時30分

会 場：総合教育センター研修室

出席委員：秋月委員・伊藤委員・稲垣隆弘委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・
栄田委員・千秋委員・高橋長司委員・高濱委員・中田委員・信木委員・
真野委員・山下委員・吉本委員

司 会：秋月委員

1. 開 会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：15名

傍聴者：2名（他に行政職員の見学5名）

(2)議事録署名人

今回は大田委員と唐澤委員にお願いする。

2. 議 事

(1) グループ討議「市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について」 「市民投票について」

出席委員を2グループに分け、それぞれ討議。その後、発表を行い全体で議論。

【グループ討議で出た意見の概要】

市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について

（意見の概要）

（現行のまちづくり基本条例の規定について）

- ・まちづくり基本条例の規定はこのままでいいという意見が多かった。
- ・現行の規定で「市は」となっているが、その範囲が分かりにくい。

（制度の課題や改善について）

- ・ホームページでの公開状況がわかりにくい。
- ・結果公表（意見・回答・意見の反映状況など）もわかりにくい。
- ・案件のタイトルが分かりにくい。（「生物多様性」など、初めて聞いた場合、言葉の意味がわからないのでは。）
- ・広い意見を得るために、自治会などで回覧してはどうか。
- ・制度の目的を明示してはどうか。
- ・案件によると思うが、事業予算なども示してはどうか。

市民投票について

(意見の概要)

(現行のまちづくり基本条例の規定について)

- ・まちづくり基本条例の規定はこのままでいいという意見が多かった。
- ・市民投票制度は必要。
- ・規定の見直しについては特に意見はなかった。市民の関心度がわからないので、案件ごとに実施方法などは、その都度議会の議決を経て決めた方がいい。
- ・どういう事由で市民投票を行うのか。市民投票ですべてを決められるわけではないが、やるべきである。
- ・今まで実施したことはないが市民投票制度は残した方がよい。
- ・基本条例を細かく制約しすぎない方が、様々な案件に対応しやすい。現行のままでよいのでは。(投票成立要件、投票資格、日本国籍以外の方々の取扱い等をどうするのか、統一できない。)
- ・アンケート結果が「このままでいい」が70%であれば、これでいいのではないか。
- ・市長や議員は選挙で選ばれているので、市民は信用しているため、方針等常にガラス張りに発信してもらえれば良いのではないか。
- ・市民投票を実施する時には、市の方針についての説明や、メリット・デメリットの説明などを事前にしてほしい。
- ・投票の際、〇×ではなく、市民の意見を聞くべきである。根本的な解決になるか。
- ・根本的な解決になりうるか？市を二分する結果になるのではないか？しかし、それこそ市民意見が必要ではないか、熟考しなければならない。
- ・費用がかかりすぎる。
- ・市民投票の運営をわかりやすくする。

(2) 次回会議の検討事項について

①対話の場の設置について

②情報の共有について

【資料1に基づき、事務局より説明】

3. 伊丹市参画協働推進委員会への参画について

市民会議から、真野貴夫委員と吉本雅一委員の2名を伊丹市参画協働推進委員会委員として就任していただくことに決定した。今後、伊丹市参画協働推進委員会において伊丹市まちづくり基本条例の見直しについて議論する際に、両名より市民会議に出席している立場からの意見を伝えていただく。

伊丹市参画協働推進委員会の次回開催予定は、10月17日(金)午後6時30分から、市役所7階701会議室にて。市民会議の委員は、よければ傍聴してほしいと事務局より案内があった。

4. 閉 会

今後の予定の案内

第5回 平成26年10月26日(日)午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室
(後日通知を送付。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします)

以上の通り、第４回伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議
会議録として確認します。